

## 市川市・浦安市消防相互応援協定

### (趣旨)

第1条 消防組織法(昭和22年法律第226号)第39条の規定に基づく市川市(以下「甲」という。)と浦安市(以下「乙」という。)との消防の相互の応援は、この協定の定めるところによるものとする。

### (目的)

第2条 この協定は、火災等の災害発生の際、甲・乙相互の消防力を活用して、災害による被害を最小限度に防止することを目的とする。

### (応援の種別)

第3条 甲又は乙は、火災等の災害が発生したときは、次の各号に従い相互に応援するものとする。

- (1) 普通応援 別表に定める区域内に発生した火災を受報又は覚知した場合は、応援市から消防隊1隊(救急隊を除く)を出場させるものとする。
- (2) 特別応援 別表に定める区域内に発生した応援を必要とする災害に対しては、発災市の長又は乙の消防庁の出動要請に基づくものとする。

応援要請を受けた市は、市域消防力の状況を判断し、消防隊及び救助隊等を出動させができるものとする。

### (応援隊の指揮)

第4条 応援出場隊は、被応援側現場最高指揮者の指揮下に入るものとする。

### (災害活動の報告)

第5条 応援出場隊の隊長は、被応援側現場最高指揮者に大使災害活動について報告するものとする。

### (経費の負担)

第6条 応援に要したは、応援を行った市の負担とする。

- 2 前項の規定により難い場合は、別途協議する。

### (災害補償等)

第7条 第3条の規定により派遣された職員に係る公務災害補償については、地方公務員災害補償法(昭和42年法律第121号)の定めるところによるものとする。

### (協議)

第8条 この協定に定めのない事項又は疑義を生じた事項については甲及び乙が協議して決定するものとする。

### (協議書の保管)

第9条 本協定の締結を証するため本書2通を作成し、甲乙記名押印の上、両市が各1通を保管するものとする。

### 附 則

- 1 この協定は、平成18年11月1日から施行する。

- 2 この協定の締結に伴い、甲乙管において昭和56年6月1日付で締結した市川市・浦安市消防相互応援協定書は廃止する。

昭和18年11月1日

市川市

市長 千葉光行

浦安市

市長 松崎秀樹

別表省略